



埼玉県報

号外第4号

平成22年3月1日

月曜日

目次

告示

- [農業振興地域の区域の変更\(農業政策課\)](#)
- [農業振興地域の区域の変更\(農業政策課\)](#)
- [農業振興地域の区域の変更\(農業政策課\)](#)
- [農業振興地域の区域の変更\(農業政策課\)](#)
- [深谷都市計画区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更\(建築安全課\)](#)
- [県道利根川自転車道線の区域決定\(熊谷県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、深谷農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

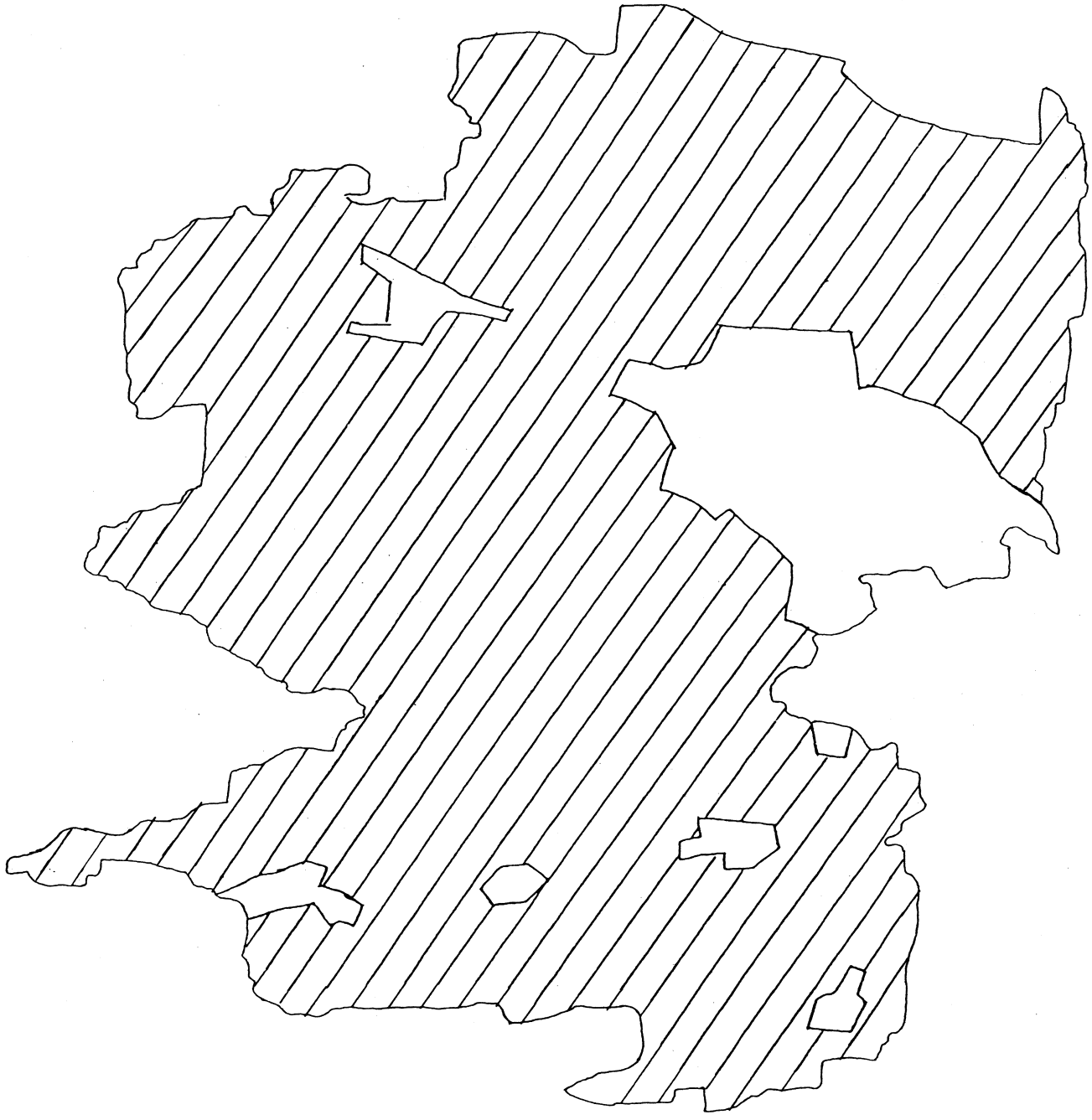
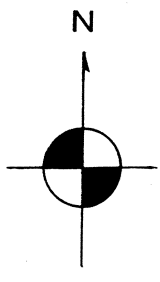
なお、関係図面は、埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県大里農林振興センターにおいて縦覧に供する。


平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図

深谷農業振興地域図



凡 例	
農業振興地域	

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、鴻巣農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

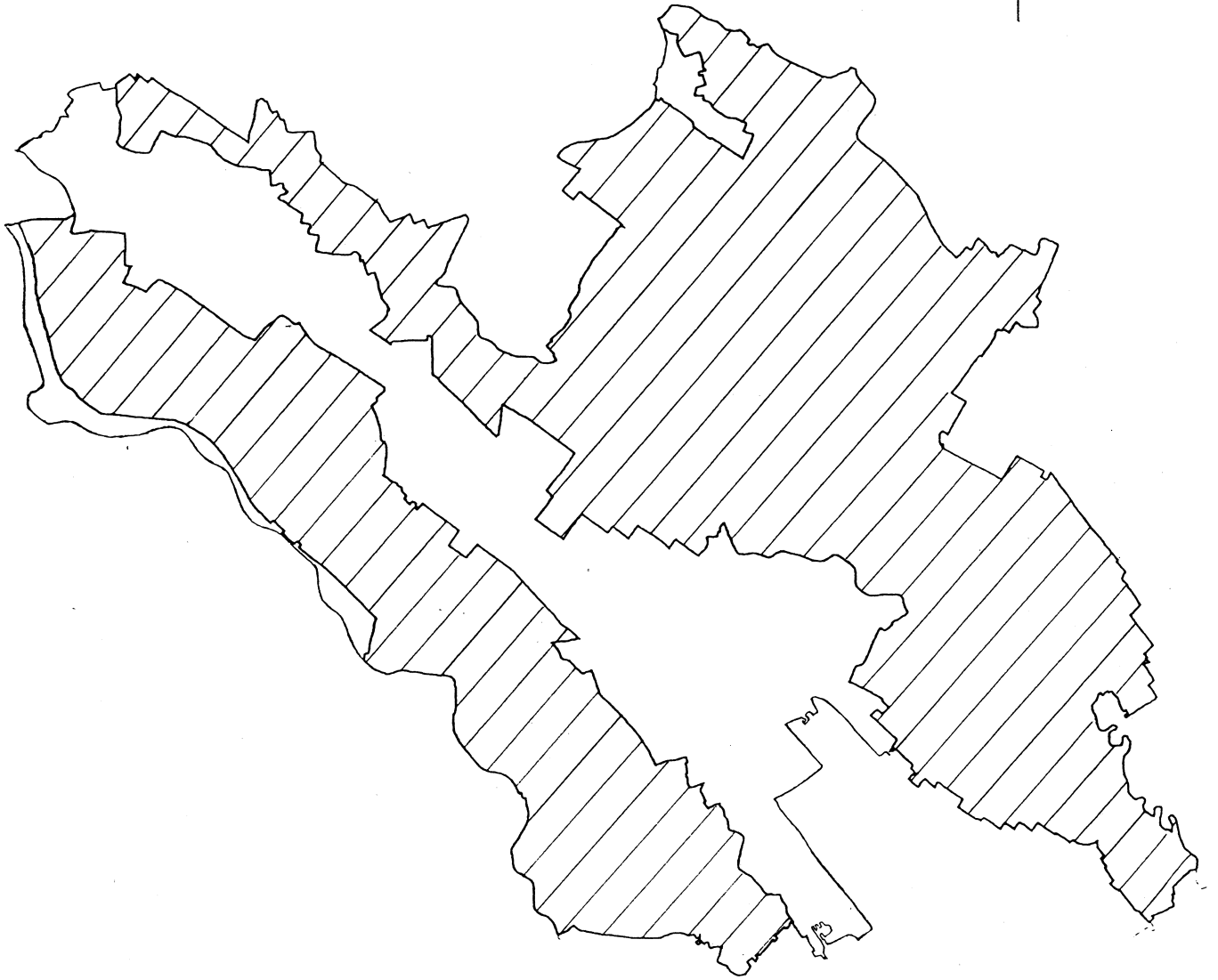
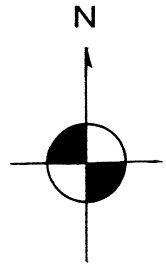
なお、関係図面は、埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県さいたま農林振興センターにおいて縦覧に供する。


平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図

鴻巣農業振興地域図



凡 例	
農業振興地域	

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、騎西農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

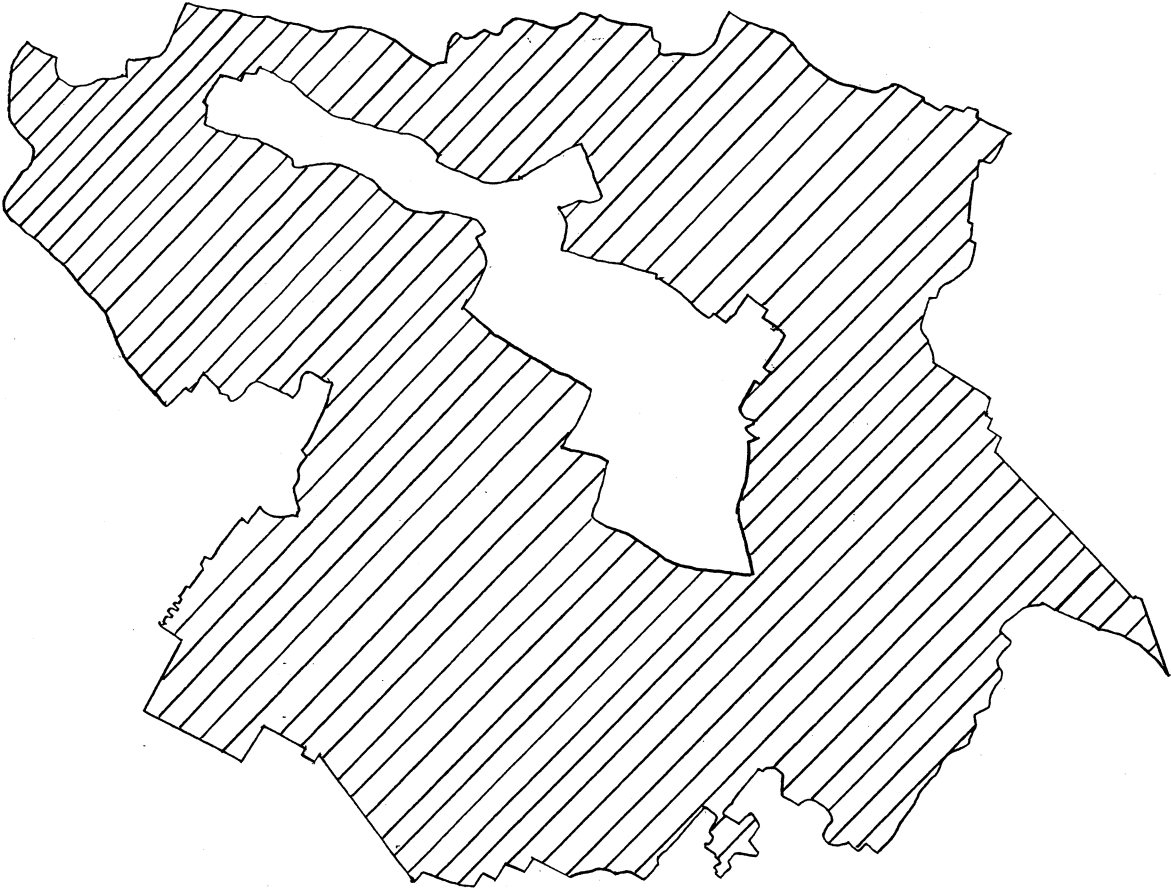
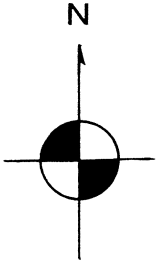
なお、関係図面は、埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県加須農林振興センターにおいて縦覧に供する。


平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図

騎西農業振興地域図



凡 例	
農業振興地域	

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、菖蒲農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

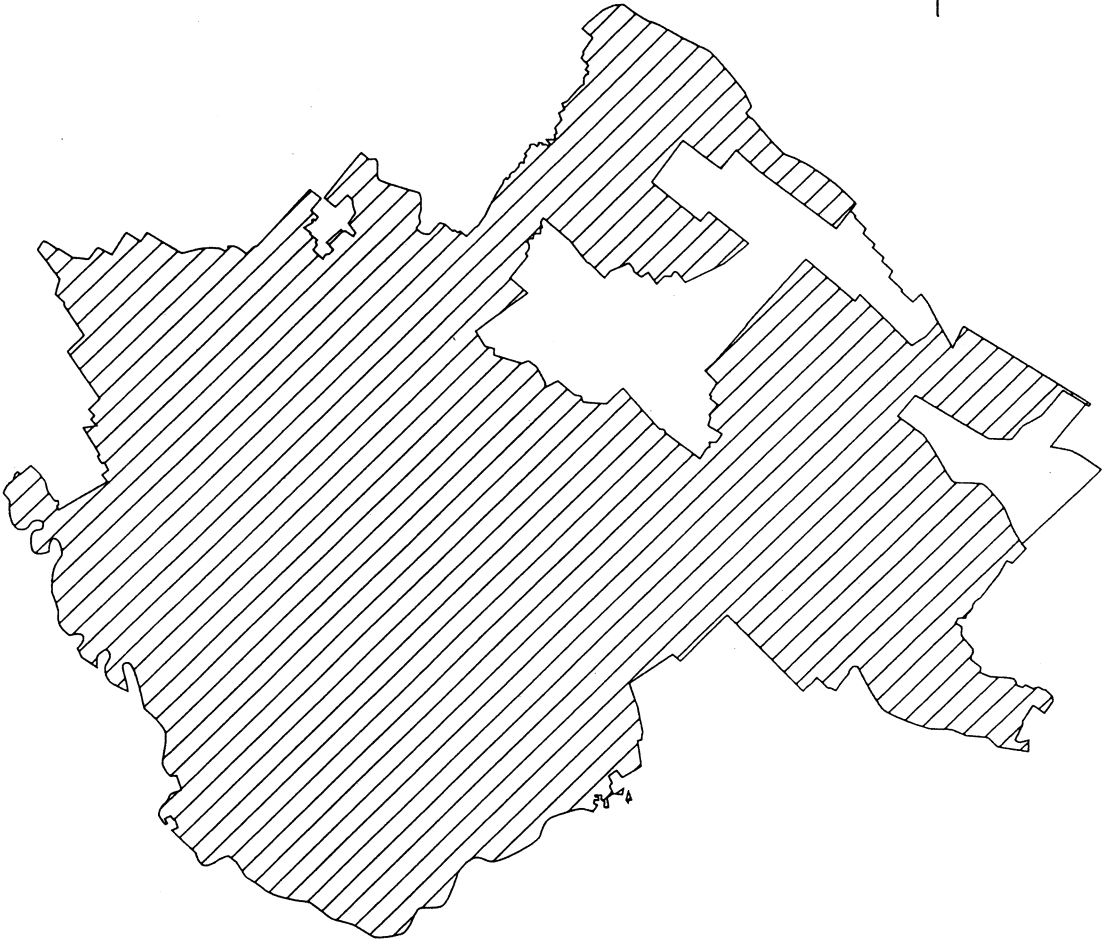
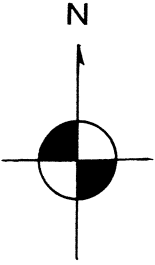
なお、関係図面は、埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県春日部農林振興センターにおいて縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図

菖蒲農業振興地域図



凡 例	
農業振興地域	

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更に係る都市計画区域の名称

深谷都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

イ 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

埼玉県深谷市前小屋及び二ツ小屋

ロ 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（に）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域

深谷市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県告示第号
埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	深谷市石塚字中島一五五番一 地先から同市 石塚字中島四五番一 地先まで
敷地の幅員 (メートル)	五・二〇 一四・七〇
延 長 (メートル)	七二四・二〇
備 考	県境変更に伴う群馬県 からの引継ぎによる。